

## 資料3

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会  
共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点  
に関する作業部会  
(第10期-第4回)R2.2.12

(案)

### 国立大学の共同利用・共同研究拠点の認定・評価等に関する検討の 基本的な方向性について (たたき台)

#### 1. 「厳格な評価と手厚い支援」について

##### (1) 認定・評価基準の明確化

先般行われた中間評価において、拠点制度の本来の趣旨から逸脱している可能性があるとして認識されながら、評価の根本基準となる「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（以下「規程」という。）」に具体的な定めが無く、取扱いが曖昧なものがある。

今後行われる期末評価や認定（認定期間の更新を含む。）において、「厳格な評価と手厚い支援」の観点から取扱いを明らかにするため、制度の本来の趣旨に対応した所要の改正を行うことが必要ではないか。

##### <研究施設を附置する大学との関係>

単独の大学を越えた共同利用・共同研究の拠点という制度の趣旨を踏まえ、大学の学部や研究科等と並ぶ重要な組織として、学部や研究科等の学内組織とは独立して運営を行う組織であることを要件としてはどうか。（なお、規程の改正イメージについては、今後の検討状況により変更の可能性がある。）

##### <改正イメージ>

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 1 申請施設が、大学附置の研究所その他の研究上の重要な組織であり、学則その他これに準ずるものに規定されていること
- 2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。
  - 1 申請施設が、大学附置の研究所その他の研究上の重要な組織であり、学則その他これに準ずるものに規定されていること

##### <一研究施設・複数拠点の取扱い>

研究施設全体ではなく当該施設の一部に限定して認定を受けている拠点において、拠点ごとの活動状況を正確に評価できるよう、それぞれ拠点運営に必要な体制等を整えていることが必要であることを明らかにしてはどうか。（なお、規程の改正イメージについては、今後の検討状況により変更の可能性がある。）

##### <改正イメージ>

第三条

- 4 申請施設は、当該施設の一部について、第一項各号又は第二項各号に係る状況が共同利用・共同研究を行うために十分なものであると認められる場合は、当該部分に限定して認定を受けることができるものとする。

## (2) 中間・期末評価について

### (一) 基本的な考え方

- 平成30年度に実施した中間評価との継続性を考慮し、「共同利用・共同研究拠点の中間評価要項（平成30年2月15日）」（以下「中間評価要項」という。）に基づくことを基本としつつ、中間評価やその後に明らかとなった課題等を踏まえ、以下のような改善を施した上で「共同利用・共同研究拠点の期末評価要項」（以下「期末評価要項」という。）を策定してはどうか。

### (二) 評価区分

- S、A、B、Cの4段階の区分について、A区分「概ね順調」とB区分「低調である」との標語間の相違が大きく、必ずしも拠点の状況が丁寧に表現されているとはいえない可能性があるため、両区分の間にA-（マイナス）区分：「ほぼ順調」又は「順調とは言えない」を加える。
- A-区分は、拠点活動が明らかに順調なもの（S、A）、拠点としての活動が明らかに十分でないもの（C）を除いたグループ（中間評価ではBに相当）から、拠点としての活動が「低調」とまでは言えないものを慎重に選定する。
- 評価区分の反映については、前回の期末評価における取扱いと同様、総合評価Cの拠点は認定期間の更新を行わないこととし、Bの拠点についても作業部会における合議の上、その可否を判断する。また、拠点の機能に応じ、適切な財政支援を行うための目安として活用する。
- S、A段階の区分の割合については、中間評価と同様、あくまでも目安として活用するものとし、相当の理由がある場合は、支援可能性も踏まえつつ適宜調整するものとする。

### (三) 評価の観点

- 規程第3条に掲げる要件について、中間評価要項6. ①～⑤に掲げる各観点を基本としつつ、以下のような点に係る取扱いを整理した上で実施する。
  - ①中核拠点性：研究不正・研究費不正等のコンプライアンスへの対応に係る観点を加えるか。
  - ②拠点としての活動状況：人材育成機能の強化の取組、多様な研究機関等との連携の取組を積極的に評価するか。また、イノベーション創出を支える基盤強化として、「共用」を含む研究設備の有効活用などの取組みをどのように評価するか（拠点の本来業務の遂行を前提としつつ、産学連携の状況等も積極的に評価する等）。
  - ③拠点における研究活動の成果：異分野融合・新分野創出の成果や社会・地域との連携を積極的に評価するか。人文・社会科学の特性を踏まえ研究成果をどのように評価するか。
- この他、拠点における評価調書の作成の際、必要に応じ、同じ研究環境基盤部会のもとで現在検討中の「大学共同利用機関検証ガイドライン」において適用される「主な観点」や「指標例」を参考に検討してはどうか。また、評価者側が拠点の機能を客観的に測定する指標として、参照できるものはないか。

- また、国立大学法人の第四期中期目標期間に向けて、拠点の強みを活かしつつ、法人の機能強化にも貢献していることについて積極的に評価する。

#### (四) 中間評価の結果との関係

- 期末評価は、中期目標期間全体において、各拠点の取組が十分なものであるか確認するとともに、次期中期目標期間においても、拠点の機能を継続的に発展させるため、拠点の状況に応じて必要な助言や支援を行うためのもの。
- したがって、評価結果の決定については、次期中期目標期間の開始年度である令和4年度の前年度の前半に行うことが必要となり、評価の対象となる実績は、平成28年度から令和2年度までの5年分のものとなる。
- 他方、拠点活動の継続性に鑑み、中間評価の結果と独立して期末評価を行うのは適切ではなく、中間評価の対象となった平成28年度及び平成29年度の2年分の実績については、平成30年度からの3年分の実績において、中間評価の結果にどのように対応したのかを中心に評価できるよう、評価調書を見直す。

#### (五) 評価調書の記載方法

- (1)の改正に関連して、評価の対象となる拠点の活動実績が、同一施設の他の拠点の活動実績と明確に区別して評価できるよう評価調書を見直す。
- 中間評価において、「外国人研究者」や「外部利用」等の解釈が曖昧な表現については、期末評価要項において定義の明確化を図るとともに、評価調書を見直す。

#### (六) 国際共同利用・共同研究拠点

- 上記に準じて評価を実施することとするが、平成30年5月の制度創設や同年11月の認定後、まだまもなく、評価するために必要なデータが十分に蓄積されていないことや、認定を受けた6拠点いずれも共同利用・共同研究拠点から移行したものであることを踏まえて実施方法を検討する。

## 2. 拠点の機能強化について

### (1) 「ネットワーク型」拠点を明確に位置付け

- 拠点間の連携協力による拠点機能の強化を図るため、大学や大学以外の研究施設との連携を含む「ネットワーク型」の活用を促す必要があるのではないかと。
- 現状の「ネットワーク型」については、特段の規定を置いていないため、ネットワークに参画する個々の研究施設も「申請施設」に含まれるため認定対象となっているが、その要件について、①各施設ごとに要件を充たすことが必要なのか、②ネットワーク全体として充たしていれば、個々の施設ごとに充たすことは必要ないのか、明確ではない。

- 「ネットワーク型」の位置付けや要件を明らかにするため、規程上、「申請施設」、「協力施設」、「連携施設」の位置付けを明らかにするとともに、認定において、各研究施設が共通の運営委員会や課題等の選考組織を設置するなど、連携して共同利用・共同研究を行うために十分な体制となっているか確認することを明らかにしてはどうか。
- その際、次の3つの方法が考えられるのではないか。(なお、規程の改正イメージについては、今後の検討状況により変更の可能性はある。)

<案1>

「申請施設」を中核となる単独の研究施設(従来の「中核施設」に相当。)に特定し、ネットワークを構成する他の施設を「協力施設」として、認定は、「申請施設」を対象に認定することとしつつ、その際に「協力施設」の状況を合わせ確認する。

<改正イメージ>

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 協力施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うため、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設(国内の大学に置かれたものに限る。)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

3 協力施設又は連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る各施設の状況が、申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うために十分なものであるかについて確認するものとする。

<案2>

「申請施設」を中核となる単独の研究施設(従来の「中核施設」に相当。)に特定し、ネットワークを構成する他の施設を「協力施設」とするが、「申請施設」及び「協力施設」を合わせて認定の対象とする。

<改正イメージ>

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 協力施設 申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うため、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点の運営に必要な協力を行う研究施設として認定を受けようとする施設(国内の大学に置かれたものに限る。)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

3 協力施設又は連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る各施設の状況が、申請施設と連携して共同利用・共同研究を行うために十分なものであるかについて確認するものとする。

<案3>

「申請施設」をネットワークを構成する全ての施設としつつ、複数の施設が申請する場合は、ネットワーク全体の状況について要件を求め、「申請施設」全体を対象に認定することとする。

<改正イメージ>

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

3 異なる大学の複数の研究施設が連携して申請する場合は、第一項各号又は前項各号に係る各施設の状況が、連携して共同利用・共同研究を行うために十分なものとなっているかについて確認するものとする。

(2) 拠点に対する支援について

- 拠点に対する支援については、現行の①拠点における標準的な活動、②拠点の強みを活かした重点的な共同研究、③拠点における設備の維持向上などに必要な支援の現状を踏まえつつ、拠点の機能強化に対する効果等の観点から、改善を検討する必要があるのではないか。
  
- また、「ネットワーク型」についても、(1)の位置付けの明確化を図った上で、ネットワーク化の効果に見合った支援の充実について検討する必要があるのではないか。

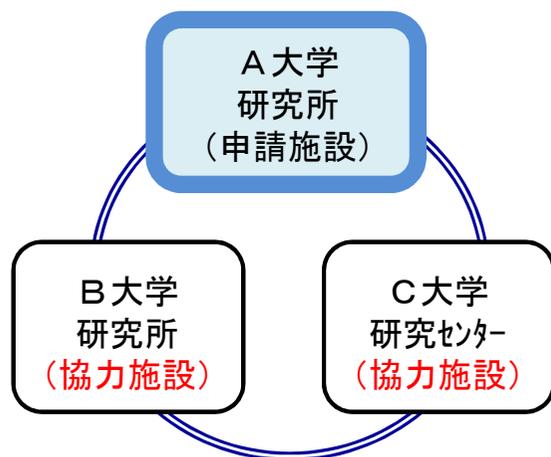
3. 令和4年度以降の新規認定の取扱いについて

- 研究者コミュニティの新たな要請に応えていくため、単純に新規認定の可能性を閉ざすのではなく、ネットワーク化による機能強化を含め、現在認定されている拠点のみで十分か、熟度の高い優れた拠点は見込まれるか等の観点から、慎重に検討する必要があるのではないか。
  
- その際、過去の研究環境基盤部会において、国立大学の拠点数について、「むやみに増やさない」旨の方針が確認されていること、他方、期末評価においてCと評価された拠点については、原則として、認定期間の終了後に期間更新を行わないことを踏まえる必要があるのではないか。
  
- 国際共同利用・共同研究拠点の新規認定については、制度発足まもないことも踏まえ、その成果を踏まえ慎重に検討する必要があるのではないか。

以 上

## <案1>

- 「申請施設」は、一施設（従来の「中核施設」に相当）に特定し、ネットワークを構成する他の施設を「協力施設」とする。
- 認定は、「申請施設」を対象に行い、その際に「協力施設」の状況を合わせて確認する。

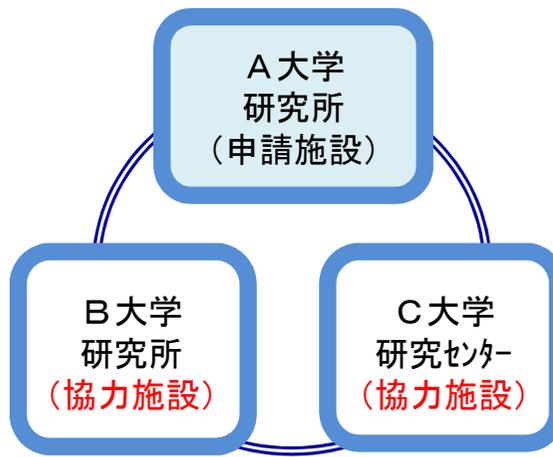


申請施設：A大学のみ

認定対象：A大学のみ

## <案2>

- 「申請施設」は、一施設（従来の「中核施設」に相当）に特定し、ネットワークを構成する他の施設を「協力施設」とする。
- 認定は、「申請施設」及び「協力施設」を対象とする。



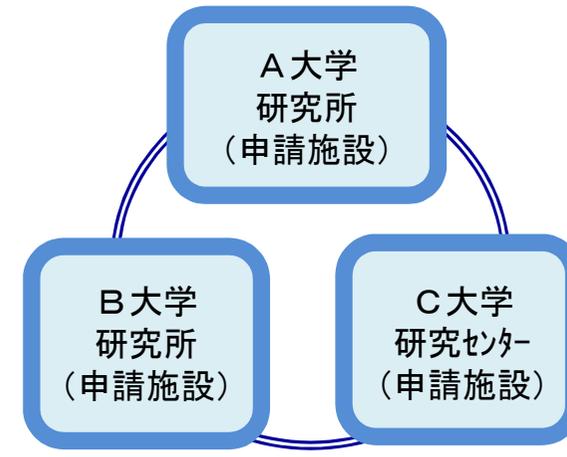
申請施設：A大学のみ

認定対象：全施設

## <案3>

(現状のネットワーク型拠点)

- 「申請施設」は、ネットワークを構成する全ての施設とする。  
(中核施設はA大学研究所)
- 認定は、「申請施設」全体を対象とする。



申請施設：全施設

認定対象：全施設

### 【想定される主なメリット (○)、デメリット (●)】

- 申請施設の位置付けが明確化され、ネットワーク全体のマネジメント構造が明確になる。
- 申請施設以外の協力施設が認定対象外になる。

- 申請施設の位置付けを明確化しつつ、それ以外の協力施設も認定の対象となる。
- 案③より申請作業が軽減される。

- 全ての施設が認定の対象となる。
- 「中核施設」の位置付けが曖昧になり、主導性が後退する。
- 申請作業が多い（単独拠点と同様）。
- 現状と変わらず、ネットワーク型拠点が明確化されない。